

# 令和8年度山形県ふるさとの川愛護活動支援事業実施要領

## 第1章 総則

(目的)

第1条 「山形県ふるさとの川愛護活動支援事業」(以下「本事業」という。)は、県が管理する河川・海岸・砂防区域(以下「河川等」という。)を対象に維持管理活動等を行う地域住民や企業等の団体(以下「河川愛護活動団体」という。)及び建設機械等を有し河川愛護活動団体の活動を支援する地域の企業(以下「河川愛護活動支援企業」)に対して、県が必要な支援・負担を行うことにより、県民・企業・行政の協働による河川等の維持管理を目指し、河川等の良好な環境形成と河川愛護意識の醸成を図ることを目的とする。

(県民が参画可能な河川等の維持管理活動等)

第2条 本事業において、河川愛護活動団体が行う河川等の維持管理活動等とは、県が管理する河川等における活動で概ね以下のとおりとする。

- (1) 草刈、ごみ拾い等の清掃美化活動
- (2) 啓発活動や環境学習活動等の環境保全に関する諸活動
- (3) その他河川等の維持管理に関する活動

(河川愛護活動団体の役割)

第3条 河川愛護活動団体は、県及び市町村と協定を締結し、その活動区間において、主体的に河川等の維持管理活動等を行うものとする。

(河川愛護活動支援企業の役割)

第4条 河川愛護活動支援企業は、河川愛護活動団体の要請を受け、その活動を支援するものとする。

(県の役割)

第5条 県は、市町村及び河川愛護活動団体と協定を締結し、河川愛護活動団体に対して、以下の支援を行うものとする。

- (1) 河川愛護活動団体負担金の交付
- (2) 看板の設置
- (3) 県民への広報活動
- (4) 活動地域の調整

2 県は、河川愛護活動支援企業に対して、河川愛護活動支援企業負担金の交付による支援を行うものとする。

(市町村の役割)

第6条 市町村は、河川愛護活動団体にとって最も身近な窓口として、その河川等の維持管理活動等を円滑に進められるよう以下の支援を行うものとする。

- (1) 河川愛護活動団体の活動に伴う一般廃棄物の処理
- (2) 県・河川愛護活動団体との連絡調整
- (3) 市町村民への広報活動

## 第2章 河川愛護活動団体

(河川愛護活動団体の要件)

第7条 河川愛護活動団体として本事業に参加できる団体は、県が管理する河川等の区間(以下「対象区間」という。)において、維持管理活動等を行う町内会、老人会、生徒会、企業、その他の市民団体及びボランティア団体とする。

- 2 河川愛護活動団体は、対象区間における維持管理活動等について、当該年度中に1回以上行うものとする。
- 3 河川愛護活動団体は、概ね100m以上の対象区間において活動を行うものとする。

(河川愛護活動団体の参加申込等)

第8条 河川愛護活動団体として本事業への新規参加を希望する団体の代表者は、対象区間の存する市町村長(以下「市町村長」という。)を経由して、対象区間を管理する山形県知事(以下「知事」という。)あてに河川愛護活動団体認定申込書(様式1)及び暴力団排除等に関する誓約書(様式2)を提出するものとする。

ただし、事業を円滑に行ううえで必要と認められる場合は、これによらない取扱いができるものとする。

- 2 前年度から継続して河川愛護活動団体として本事業への参加を希望する団体の代表者は、市町村長を経由して、知事あてに河川愛護活動団体継続申込書(様式3)を提出するものとする。なお、河川愛護活動団体負担金の交付を受けずに前年度以前と変更無く活動を行う団体にあつては、活動継続の意思表示をもって継続申込書の提出があつたものとして取り扱うことができるものとし、この場合には知事は活動内容を確認するものとする。
- 3 河川愛護活動団体認定申込書及び河川愛護活動団体継続申込書における活動時期については、当該年度の3月31日までの間で設定する。
- 4 本事業への参加を辞退し、認定の取消しを希望する河川愛護活動団体の代表者は、市町村長を経由して、知事あてに河川愛護活動団体参加辞退届(様式4)を提出するものとする。
- 5 河川愛護活動団体より任意の方法で令和8年度のみ本事業への参加を取りやめる旨の報告が県にあつた場合、当該団体を1年間の休止状態とみなす。  
また、休止状態が5年間続いた団体については、参加を辞退し認定を取り消したものとみなす。

(河川愛護活動団体の認定等)

第9条 知事は、市町村長に意見を聴き、前条第1項の認定申込書を提出した団体が第1条の目的を達成できると認められ、次の各号のいずれにも該当しないと認められる場合は、河川愛護活動団体として認定するものとする。

- (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- (2) 暴力団員等(同法第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)
- (3) 役員等(法人である場合にはその役員、その支店又は営業所の代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。)が暴力団員等であるもの
- (4) 暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与しているもの
- (5) 自己、その属する法人若しくは法人以外の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用しているもの
- (6) 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているもの
- (7) その他暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有するもの

- 2 知事は、河川愛護活動団体を認定したときは、河川愛護活動団体認定簿（様式5。以下「認定簿」という。）に記載するとともに、当該団体に河川愛護活動団体認定書（様式6）を交付するものとする。
- 3 知事は、河川愛護活動団体から前条第4項の参加辞退届の提出があったときは、その旨を認定簿に記載するものとする。

（河川愛護活動団体の協定申請）

第10条 県及び市町村と協定を締結して河川等の維持管理活動等を行おうとする河川愛護活動団体は、市町村長を経由して、知事あてに山形県ふるさとの川愛護活動支援事業の「河川愛護活動団体」に係る協定書（様式7。以下「協定書」という。）を提出するものとする。

（河川愛護活動団体の協定締結）

- 第11条 知事は、協定書の提出があったときは、すみやかに市町村長及び河川愛護活動団体の代表者と、本事業にかかる協定書を締結するものとする。
- 2 協定書の締結には、必要に応じて国土交通省東北地方整備局又は北陸地方整備局の所轄事務所長の参加を依頼するものとする。
  - 3 協定書における実施期間については、協定を締結した日から当該年度の3月31日までの間で設定する。但し、河川愛護活動団体から河川愛護活動団体継続申込書の提出があり、協定書の締結事項が前年度以前と変更が無い団体にあつては、協定書における実施期間をさらに1年間延長できるものとし、以後も同様とする。

### 第3章 河川愛護活動支援企業

（河川愛護活動支援企業の要件）

第12条 河川愛護活動支援企業として本事業に参加できる企業は、対象区間における人力では対応困難な作業について、河川愛護活動団体の要請により、建設機械等を用いて作業することが可能な企業とする。

（河川愛護活動支援企業の登録申込み）

- 第13条 河川愛護活動支援企業として本事業への参加を希望する企業の代表者は、知事あてに河川愛護活動支援企業登録申込書（様式8）及び暴力団排除等に関する誓約書（様式2）を提出するものとする。
- 2 河川愛護活動支援企業の登録期間は、前項の申込書において終期が指定されていない場合、当該企業からの河川愛護活動支援企業登録取下書（様式9。以下「登録取下書」という。）における登録終了日まで継続するものとする。

（河川愛護活動支援企業の登録）

- 第14条 知事は、前条第1項の登録申込書を提出した企業の能力を審査のうえ、当該企業が第1条の目的を達成すると認められ、次の各号のいずれにも該当しないと認められる場合は、河川愛護活動支援企業として登録し、河川愛護活動支援企業登録簿（様式10。以下「登録簿」という。）に記載するものとする。
- (1) 暴力団
  - (2) 暴力団員等
  - (3) 役員等が暴力団員等であるもの
  - (4) 暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与しているもの
  - (5) 自己、その属する法人若しくは法人以外の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的

- 又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用しているもの
- (6) 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているもの
  - (7) その他暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有するもの

- 2 知事は、河川愛護活動支援企業を登録したときは、当該企業に河川愛護活動支援企業登録書（様式 11）を交付するとともに、市町村長に通知するものとする。
- 3 知事は、河川愛護活動支援企業から登録取下書の提出があったときは、その旨を登録簿に記載するものとする。

（河川愛護活動支援企業の活動計画提出）

- 第 15 条 河川愛護活動支援企業の代表者は、河川愛護活動団体から要請があり活動内容について調整できた場合は、河川愛護活動支援企業活動計画書（様式 12。以下「計画書」という。）を作成し、知事あてに提出するものとする。
- 2 計画書の活動期間については、当該年度の 3 月 31 日までの間で設定するものとする。
  - 3 計画書の活動箇所については、河川愛護活動団体が活動している箇所又は今後活動を予定している箇所とする。

（河川愛護活動支援企業の活動計画認定）

- 第 16 条 知事は、計画書の内容を審査のうえ、計画を認定するものとする。
- 2 知事は、計画を認定したときは、当該企業に河川愛護活動支援企業活動計画認定書（様式 13）を交付するとともに、関係する河川愛護活動団体及び市町村長に通知するものとする。
  - 3 河川愛護活動支援企業は、活動計画の認定後、活動を実施するものとする。

## 第 4 章 ふるさとの川愛護活動支援事業負担金

### 第 1 節 河川愛護活動団体負担金

（河川愛護活動団体負担金の交付対象となる活動）

- 第 17 条 河川愛護活動団体負担金の交付対象となる活動は、第 8 条第 1 項の河川愛護活動団体認定申込書に添付する活動計画書又は同条第 2 項の活動団体継続申込書に記載された活動、その他河川愛護活動団体の活動に該当するものとする。

（河川愛護活動団体負担金の交付内容）

- 第 18 条 河川愛護活動団体負担金の交付対象となる経費は、令和 8 年 4 月 1 日から事業完了の日又は令和 9 年 3 月 31 日のいずれか早い日までに支出する当該団体における清掃・除草用具等の購入費用、廃棄物の処理費用、植栽の費用、チラシ・パネル等の作成費用、ボランティア保険等への加入費用、イベント費用、その他河川等の維持管理活動等に関する諸費用とする。

2 負担金交付の対象となる費用の内訳及び負担金は、下記のとおりとする。

項目	費用の内訳	負担金	備考
清掃美化活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・燃料費、運搬費</li> <li>・軍手・ゴミ袋・ロープ代</li> <li>・カップ代</li> <li>・廃棄物処理費（一般的に処理できないもの）</li> <li>・草刈り機・草刈り鎌購入費</li> <li>・機械等賃借料</li> <li>・種苗・フラワーポット・肥料代等</li> </ul>	左欄に掲げる費用のうち、県予算で対応できる範囲内の額	<p>※活動団体が記載された看板は、別途、県が作成します。</p> <p>※活動中の熱中症対策を目的とした栄養・水分補給のための飲食費に限る。</p>
環境保全に関する諸活動 (啓発活動)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・チラシ・プラカード作成費※</li> <li>・帽子代</li> <li>・パネル代</li> <li>・横幕作成費 等</li> </ul>		
(学習活動)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・河川環境学習や水辺に親しむためのイベント開催費用 等</li> </ul>		
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティア保険料</li> <li>・虫よけスプレー及び殺虫剤</li> <li>・クマ対策用品（クマ鈴 等）</li> <li>・通信費</li> <li>・会議資料作成費</li> <li>・参加者飲食費※</li> <li>・消耗品費 等</li> </ul>		

3 前項のうち、県及び市町村が直接実施する場合の経費並びに他の事業で交付を受ける経費は、負担金交付の対象外とする。

(河川愛護活動団体負担金の交付申請)

第 19 条 河川愛護活動団体の代表者は、負担金の交付を受けようとするときは、別に定める日までに、河川愛護活動団体負担金交付申請書（様式 14）及び口座振込申出書（様式 15）を、市町村長を経由して、知事に提出しなければならない。

(河川愛護活動団体負担金の交付決定)

第 20 条 知事は、前条の規定による交付申請を受け、内容を審査し、適当と認めるときはすみやかに交付決定を行い、河川愛護活動団体負担金交付決定通知書（様式 16）により、河川愛護活動団体の代表者に通知するものとする。なお、負担金の額は、知事が予算の範囲内で決定するものとする。

2 知事は、前項の交付決定に際し、必要な条件を付すことがある。

(河川愛護活動団体負担金の支払い)

第 21 条 知事は、前条の規定による交付決定通知後、河川愛護活動団体の代表者が指定する口座に負担金を支払うものとする。

## 第 2 節 河川愛護活動支援企業負担金

(河川愛護活動支援企業負担金の交付対象)

第 22 条 河川愛護活動支援企業負担金の交付対象となる活動は、計画書に記載された活動に関するものとする。

(河川愛護活動支援企業負担金の交付内容)

第 23 条 河川愛護活動支援企業負担金の交付対象となる経費は、当該企業における人件費を除いた令和 8 年 4 月 1 日から事業完了の日又は令和 9 年 3 月 31 日のいずれか早い日までに支出する計画書に記載された掘削機械、運搬機械その他の建設機械の損料、機械賃借料、油脂代、廃棄物の処理費用、保険等への加入費用その他河川等の維持管理活動等に関する諸費用とする。

2 負担金交付の対象となる費用の内訳及び負担金は、下記のとおりとする。

項 目	費用の内訳	負担金
清掃美化活動 支援	・掘削機械等の建設機械の損料 ・機械賃借料 ・油脂代 ・廃棄物処理費 ・保険等への加入費 ・その他河川等の維持管理活動 等に関する諸費用	左欄に掲げる費用の一部又は全部で、 1 件当たり 250 千円を上限とする。

3 前項のうち、県及び市町村が直接実施する場合の経費並びに他の事業で交付を受ける経費は、負担金交付の対象外とする。

(河川愛護活動支援企業負担金の交付申請)

第 24 条 河川愛護活動支援企業の代表者は、負担金の交付を受けようとするときは、別に定める日までに、河川愛護活動支援企業負担金交付申請書(様式 17)及び口座振込申出書(様式 15)を、知事に提出しなければならない。

(河川愛護活動支援企業負担金の交付決定)

第 25 条 知事は、前条の規定による交付申請を受けたときは、内容を審査し、相当と認めるときはすみやかに交付決定を行い、河川愛護活動支援企業負担金交付決定通知書(様式 18)により、河川愛護活動支援企業の代表者に通知するものとする。なお、負担金の額は、知事が予算の範囲内で決定するものとする。

2 知事は、前項の交付決定に際し、必要な条件を付すことがある。

(河川愛護活動支援企業負担金の支払い)

第 26 条 知事は、前条の規定による交付決定通知後、河川愛護活動支援企業の代表者が指定する口座に負担金を支払うものとする。

### 第 3 節 認定団体・企業共通

(交付申請の取下げ)

第 27 条 河川愛護活動団体及び河川愛護活動支援企業の代表者(以下「認定団体・企業の代表者」という。)は、負担金の交付申請を取り下げようとするときは、その交付決定の通知を受けた日から 20 日以内に、河川愛護活動団体負担金交付申請取下書(様式 19)又は河川愛護活動支援企業負担金交付申請取下書(様式 20)を、知事あてに提出しなければならない。ただし、河川愛護活動団体においては市町村長を経由して提出するものとする。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る負担金の交付決定は無効とする。

(活動の検査等)

- 第 28 条 知事は、第 20 条第 1 項又は第 25 条第 1 項の規定による交付決定を受けた活動（以下「活動」という。）の適正を期すため必要があるときは、認定団体・企業の代表者に対し報告を求め、又は職員に帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
- 2 知事は、前項の検査により、この要領の内容に適合しない事実が明らかになった場合には、認定団体・企業の代表者に対して適合させるための措置をとることを命ずることができる。

(活動の実績報告)

- 第 29 条 認定団体・企業の代表者は、負担金交付の有無にかかわらず、河川等の維持管理活動等が完了したときは、すみやかに河川愛護活動団体活動実績報告書（様式 21）又は河川愛護活動支援企業活動実績報告書（様式 22）を知事に提出しなければならない。ただし、河川愛護活動団体においては市町村長を経由して提出するものとする。

(負担金の精算)

- 第 30 条 知事は、第 20 条第 1 項又は第 25 条第 1 項の規定による負担金の交付決定通知後、既に交付した負担金額に過払額が生じたときは、すみやかに減額変更交付決定を行い、認定団体・企業の代表者に通知するものとする。
- 2 認定団体・企業の代表者は、前項の通知書を受領したときは、すみやかに当該過払額を返納するものとする。

(交付決定の取消し等)

- 第 31 条 知事は、次に掲げる各号のいずれかに該当する場合は、負担金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。
- (1) 認定団体・企業の代表者が、本要領又はこれに基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
  - (2) 認定団体・企業の代表者が、負担金を活動以外の用途に使用した場合
  - (3) 認定団体・企業の代表者が、活動に関して不正、怠慢その他不適切な行為をした場合
  - (4) その他交付決定後に生じた事情の変更等により、活動の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消し部分に対する負担金が交付されているときは、期限を付して当該負担金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(活動の経理等)

- 第 32 条 認定団体・企業の代表者は、活動についての会計帳簿を備え、他の経理と区分して活動の収入額及び支出額を記載し、負担金の使途を明らかにしておかなければならない。
- 2 認定団体・企業の代表者は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備して、前項の会計帳簿とともに活動の完了した日の属する年度の終了後 5 年間保存しなければならない。
- 3 河川愛護活動団体の代表者は、負担金により草刈機等の機械を購入した場合は、交付の目的に反する使用及び譲渡を行ってはならない。

## 第5章 雑則

### (活動の安全)

第33条 河川愛護活動団体及び河川愛護活動支援企業は、対象区間の維持管理活動等を行うにあたっては、その活動に係るボランティア保険等に参加し、法令を守り、安全に十分注意して行うものとする。

### (事故等の報告)

第34条 認定団体の代表者は、活動中に事故が発生した場合、直ちに県及び市町村に連絡するとともに、市町村長を経由して事故発生報告書(様式23)を知事に提出しなければならない。

2 企業の代表者は、活動中に事故が発生した場合、直ちに県に連絡するとともに、事故発生報告書(様式23)を知事に提出しなければならない。

### (書類の提出)

第35条 この要領における知事あてに提出する書類は、対象区間を管理する総合支庁(地域振興局を含む。)に提出するものとする。

### (その他)

第36条 認定団体・企業の代表者は、この要領に定めのないことについては、知事の指示に従うものとする。

## 附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

(様式1)

## 河川愛護活動団体認定申込書

令和 年 月 日

(市町村長経由)

山形県知事 殿

団 体 名

代 表 者 住 所

氏 名

電 話 番 号

メールアドレス (連絡用)

山形県ふるさとの川愛護活動支援事業の「河川愛護活動団体」として、次のとおり認定を申し込みます。

## 1 活動しようとする範囲

・県が管理する 河川名：  
河川・海岸等 地区名： 市・町・村 地区  
区 間： から  
まで

延 長： メートル

・県が管理する 河川名：  
河川・海岸等 地区名： 市・町・村 地区  
区 間： から  
まで

延 長： メートル

延長計 \_\_\_\_\_ メートル

2 参加者数 (会員数) 計 人

## 3 活動内容

(別紙「活動計画書」のとおり)

4 団体のこれまでの活動実績等

## 活 動 計 画 書

1 活動団体名

2 活動計画

(1) 清掃美化活動 ※ 必ず記載してください。

活動時期	活 動 箇 所	延長 (m)	活 動 内 容	参加者数

(2) その他の活動 ※ 清掃美化以外の活動も行う場合に記載してください。

活動時期	活 動 内 容

(3) 備考

--

(様式2)

## 誓 約 書

私は、暴力団排除措置の対象者でないこと等について、下記のとおり誓約します。

また、申請に際し、山形県ふるさとの川愛護活動支援事業の制度上の規制等全てを承知したうえ参加いたしますので、後日これらの事柄について山形県に対し一切の異議及び苦情を申し立てません。

なお、事業参加資格の確認のため、山形県が山形県警察本部に照会することについて承諾します。

## 記

- 1 自己又は自社の役員等（法人の役員又は役員以外の者で支店若しくは営業所を代表する者をいう。）が次のいずれにも該当する者ではありません。
  - (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
  - (2) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員等を利用している者
  - (3) 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与している者
  - (4) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - (5) 暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与している者
- 2 前記1（1）から（5）までのいずれかに該当する者の依頼を受けて参加しようとする者ではありません。

令和 年 月 日

山形県知事 殿

団体名又は企業名 \_\_\_\_\_  
代 表 者 住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_

(様式3)

## 河川愛護活動団体継続申込書

(市町村長経由)

令和 年 月 日

山形県知事 殿

団 体 名 \_\_\_\_\_  
 代 表 者 住 所 \_\_\_\_\_  
 氏 名 \_\_\_\_\_  
 電話番号 \_\_\_\_\_  
 メールアドレス (連絡用) \_\_\_\_\_

山形県ふるさとの川愛護活動支援事業の「河川愛護活動団体」として、次のとおり継続を申し込みます。

## 1 活動しようとする範囲 (前年度と変更が無い場合は②を○で囲む)

## ① 前年度と変更有り

- ・県が管理する河川・海岸等

河川名： 地区名： 市・町・村 地区  
 区 間： から まで  
 延 長： メートル

- ・県が管理する河川・海岸等

河川名： 地区名： 市・町・村 地区  
 区 間： から まで  
 延 長： メートル

延長計 \_\_\_\_\_ メートル

## ② 前年度と変更無し

## 2 参加者数 (会員数) 計 人

## 3 活動計画 ※前年度と同様の場合は②を○で囲む

## ① 前年度と変更有り

## (1) 清掃美化活動

活動時期	活 動 箇 所	延長 (m)	活 動 内 容	参加者数



(様式4)

河川愛護活動団体参加辞退届

令和 年 月 日

(市町村長経由)  
山形県知事 殿

団 体 名 \_\_\_\_\_  
代 表 者 住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_  
電話番号 \_\_\_\_\_

山形県ふるさとの川愛護活動支援事業の「河川愛護活動団体」として認定を受けておりますが、山形県ふるさとの川愛護活動支援事業実施要領第8条第4項の規定により、下記のとおり「河川愛護活動団体」への参加を取りやめます。

記

参加終了日 令和 年 月 日

(様式5)

### 河川愛護活動団体認定簿

(総合支庁名： )

番号	団体名	住所及び代表者名並びに連絡先電話番号	河川・海岸等名及び地区名	区間及び延長等	会員数	活動計画内容	当初認定年月日
							中止申出年月日
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							

(様式6)

## 河川愛護活動団体認定書

令和 年 月 日  
認 定 番 号

団 体 名  
代 表 者 様

山形県知事

貴団体を山形県ふるさとの川愛護活動支援事業の「河川愛護活動団体」として、次のとおり認定します。

1 活動範囲

2 活動頻度 回/年

3 参加者数 (会員数) 計 人

4 活動内容

(様式7)

山形県ふるさとの川愛護活動支援事業の  
「河川愛護活動団体」に係る協定書

山 形 県

\_\_\_\_\_ (河川愛護活動地区管轄市町村名)

\_\_\_\_\_ (新規認定河川愛護活動団体)

## 山形県ふるさとの川愛護活動支援事業の「河川愛護活動団体」に係る協定書

山形県ふるさとの川愛護活動支援事業の河川愛護活動団体の活動について、山形県（以下「県」という。）、団体活動区域管轄市町村名\_\_\_\_\_（以下「市町村」という。）と河川愛護活動団体名\_\_\_\_\_（以下「河川愛護活動団体」という。）とは、次のとおり協定書を締結する。

### （目的）

第1条 河川愛護活動団体の活動は、「山形県ふるさとの川愛護活動支援事業」（以下「事業」という。）により、地域住民や企業等の団体が県と市町村の支援のもとに、県が管理する河川・海岸・砂防区域（以下「河川等」という。）の維持管理活動等を実施することで、地域共有の公共財産である河川等の環境をより身近で良好なものにしていくとともに、河川等の維持管理における住民と行政のパートナーシップの形成を進めることを目的に実施する。

### （実施期間）

第2条 河川愛護活動団体の活動の実施期間は、三者により協定書を締結した日から令和9年3月31日までとする。但し、河川愛護活動団体が河川愛護活動継続申込書の提出を行い、かつ当該締結事項に変更が無い場合にあっては、実施期間をさらに1年間延長できる。以後この例によるものとする。

### （対象区間）

第3条 河川愛護活動団体の活動の対象区間は次のとおりとする。

河川名 \_\_\_\_\_  
地区名 \_\_\_\_\_  
区 間 \_\_\_\_\_

### （県の役割）

第4条 県は、河川愛護活動団体の活動を積極的に支援するため、次に掲げる事項を実施するものとする。

- (1) 事業全体の連絡調整
- (2) 河川愛護活動団体負担金の交付
- (3) 河川愛護活動団体名が記載された看板の対象区間内への設置
- (4) 河川愛護活動団体の活動状況に関する県民へのPR
- (5) その他、河川愛護活動団体の活動を支援するために必要と認められる事項

### （市町村の役割）

第5条 市町村は、河川愛護活動団体の活動を積極的に支援するため、次に掲げる事項を実施するものとする。

- (1) 河川愛護活動団体と県との連絡調整
- (2) 河川愛護活動団体が回収したごみ（一般廃棄物に限る。）の適切な処理

### (3) 河川愛護活動団体の活動状況に関する市町村民へのPR

#### (河川愛護活動団体の役割)

第6条 河川愛護活動団体は、「山形県ふるさとの川愛護活動支援事業実施要領」の活動計画に記載された内容の活動を行うものとし、河川等を清潔で良好な状態に保つよう努めるものとする。

2 河川愛護活動団体は、対象区域を所轄する市町村の分別及び収集方法に従って、回収したゴミを適切に処理するものとする。

#### (作業の安全)

第7条 河川愛護活動団体は、河川等の維持管理活動等を行うにあたっては、法令を守り、自己の責任において安全に十分注意して行うものとする。

2 河川愛護活動団体の河川等の維持管理活動その他の活動中に発生した事故及び第三者との紛争については、県及び市町村は原則として責任を負わないものとする。

#### (事故等の報告)

第8条 河川愛護活動団体は、河川等の維持管理その他の活動中に事故等が発生したときは、直ちに県及び市町村に連絡するとともに、市町村を通じ県に報告するものとする。

#### (異常の通報)

第9条 河川愛護活動団体は、対象区間内の公共施設に異常等を発見したときは、すみやかに県に通報するものとする。

#### (協定書の解除)

第10条 県は、河川愛護活動団体がこの協定書の解除を申し出たとき、この協定書の内容を履行していないと認められるとき、又は河川愛護活動団体としてふさわしくないと認められるときは、協定書を解除することができる。

#### (疑義の解決)

第11条 この協定書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、県、市町村及び河川愛護活動団体が協議して定めるものとする。

この協定書の締結を証するため本書3通を作成し、県、市町村及び河川愛護活動団体が各々記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

山形市松波二丁目8番1号

山形県知事 \_\_\_\_\_

(河川愛護活動団体活動地区市役所・町役場所在地)

\_\_\_\_\_

(市町村長名) \_\_\_\_\_

(河川愛護活動団体所在地)

\_\_\_\_\_

(河川愛護活動団体名)

\_\_\_\_\_

(代表者名) \_\_\_\_\_

(様式8)

## 河川愛護活動支援企業登録申込書

令和 年 月 日

山形県知事 殿

企業名 \_\_\_\_\_  
代表者 住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_  
電話番号 \_\_\_\_\_  
メールアドレス (連絡用) \_\_\_\_\_

山形県ふるさとの川愛護活動支援事業の「河川愛護活動支援企業」として、次のとおり登録を申し込みます。

1 活動を希望する箇所 ※希望する箇所を特定できる範囲内で記載してください。

・県管理の河川・海岸等名：

・地 区 名： 市・町・村 地区

・区 間： から  
まで

2 登録期間 ※登録の終期を指定する場合に記載してください。

登録日から令和 年 月 日まで

3 支援可能建設機械等

(別表「支援可能建設機械等リスト」のとおり)

4 支援可能活動

5 支援する河川愛護活動団体名 ※支援の対象団体を予定している場合に記載してください。

6 その他 (企業のこれまでの維持管理活動等の実績、登録に際しての留意点等)

別 表

支援可能建設機械等リスト

ふりがな 企 業 名	
---------------	--

番 号	名 称	規 格 等	備 考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			

※ 1枚で足りない場合はこの用紙をコピーしてください。

(様式9)

河川愛護活動支援企業登録取下書

令和 年 月 日

山形県知事 殿

企業名 \_\_\_\_\_  
代表者 住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_  
電話番号 \_\_\_\_\_

山形県ふるさとの川愛護活動支援事業の「河川愛護活動支援企業」として登録しておりますが、下記により登録を取り下げます。

記

登録終了日 令和 年 月 日

(様式 10)

### 河川愛護活動支援企業登録簿

(総合支庁名： )

番号	当初登録年月日	企業名	住所及び代表者名 並びに電話番号	支援可能機械	活動予定箇所 (河川・海岸等 名及び地区名)	支援する予定の 河川愛護活動団体	支援予定内容
	登録取下半年月日						
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							

(様式 11)

## 河川愛護活動支援企業登録書

令和 年 月 日  
認 定 番 号

企 業 名  
代 表 者 様

山形県知事

貴企業を、山形県ふるさとの川愛護活動支援事業の「河川愛護活動支援企業」として、次のとおり登録します。

1 活動予定箇所

2 登録期間

登録日（令和 年 月 日）から登録取下書提出の日（令和 年 月 日）まで

3 支援可能建設機械等

（登録申込書に添付した「支援可能建設機械等リスト」のとおりに）

4 支援可能活動内容

5 その他

(様式 12)

## 河川愛護活動支援企業活動計画書

令和 年 月 日

山形県知事 殿

企業名 \_\_\_\_\_  
代表者 住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_  
電話番号 \_\_\_\_\_  
メールアドレス (連絡用) \_\_\_\_\_

山形県ふるさとの川愛護活動支援事業の「河川愛護活動支援企業」の登録企業として、河川愛護活動団体の要請により次のとおり活動計画を作成しましたので提出します。

1 支援する河川愛護活動団体名

2 活動対象区間

・ 県 管 理 の 河 川 海 岸 等 名 :

・ 地 区 名 : 市・町・村 地区

・ 区 間 : から  
まで

・ 延 長 又 は 面 積 : メートル 平米

3 活動日数

約 日間

4 使用建設機械等

5 活動内容



(様式 13)

## 河川愛護活動支援企業活動計画認定書

令和 年 月 日  
認 定 番 号

企 業 名  
代 表 者 様

山形県知事

貴企業から提出のあった山形県ふるさとの川愛護活動支援事業の「河川愛護活動支援企業活動計画書」については、次のとおり認定します。

1 支援する河川愛護活動団体名

2 活動対象区間

3 活動日数

約 日間

4 使用建設機械等

5 活動内容

(様式 14)

令和 年 月 日

(市町村長経由)

山形県知事 殿

団 体 名 \_\_\_\_\_

代 表 者 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

## 河川愛護活動団体負担金交付申請書

令和 8 年度において山形県ふるさとの川愛護活動支援事業の「河川愛護活動団体負担金」の交付を受けたいので、山形県ふるさとの川愛護活動支援事業実施要領第 19 条の規定により、下記のとおり申請します。

## 記

以下の活動を行いたいので、負担金 \_\_\_\_\_ 円を交付してください。

## 1 活動計画

項 目	費用の内訳 (該当するものに○を付け、 金額を記入してください)	負担金交付申請額
清掃美化活動	・燃料費、運搬費 円	_____ 円
	・軍手・ゴミ袋・ロープ代 円	
	・カップ代 円	
	・廃棄物処理費（一般的に処理できないもの） 円	
	・草刈り機・草刈り鎌購入費 円	
	・機械等賃借料 円	
	・種苗・フラワーポット・肥料代 等 円	
環境保全に関する 諸活動 (啓発活動)	・チラシ・プラカード作成費 円	_____ 円
	・帽子代 円	
	・パネル代 円	
	・横幕作成費 等 円	
(学習活動)	・河川環境学習や水辺に親しむための イベント等費用 等 円	_____ 円
その他	・ボランティア保険料 円	_____ 円
	・虫よけスプレー及び殺虫剤 円	
	・クマ対策用品（クマ鈴等） 円	
	・通信費 円	
	・会議資料作成費 円	
	・参加者飲食費 円	
	・消耗品費 等 円	

(様式 15)

## 口座振込申出書

令和 年 月 日

(団体は市町村長経由)

山形県知事 殿

令和8年度山形県ふるさとの川愛護活動支援事業負担金は、下記の口座に振り込むよう  
依頼します。

団体名又は企業名 \_\_\_\_\_

代 表 者 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

記

金融機関名	銀行 信用金庫 農 協	支 店 支 所 出張所																				
口座名義 ※カタカナで記入																						
(口座種別) ※該当する種別に○	口座種別： 普通 ・ 当 座 ・ その他																					
口座番号 ※左詰めで記入	<table border="1"><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>																					

※団体・企業の代表者と口座名義人が異なる場合には、委任状の提出が必要です。

(様式任意 参考様式 15-1 あり)



(様式 16)

公 番 号  
令和 年 月 日

河川愛護活動団体代表者 様

山形県知事

### 河川愛護活動団体負担金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで交付申請のあった令和8年度山形県ふるさとの川愛護活動支援事業の「河川愛護活動団体負担金」については、下記のとおり交付することに決定したので、山形県ふるさとの川愛護活動支援事業実施要領第20条第1項の規定により、通知します。

記

負担金の額 金 円

(様式 17)

令和 年 月 日

山形県知事 殿

企業名 \_\_\_\_\_  
代表者 住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_  
電話番号 \_\_\_\_\_

## 河川愛護活動支援企業負担金交付申請書

令和 8 年度において山形県ふるさとの川愛護活動支援事業の「河川愛護活動支援企業負担金」の交付を受けたいので、山形県ふるさとの川愛護活動支援事業実施要領第 2 4 条の規定により、下記のとおり申請します。

## 記

以下の活動を行いたいので、負担金 \_\_\_\_\_ 円を交付してください。

1 支援する河川愛護活動団体名

2 活動対象区間

3 活動計画

項 目	費用の内訳 (該当事項に○を付けてください)	負担金交付申請額
清掃美化活動支援	・掘削機械等の建設機械の損料 ・機械賃借料 ・油脂代 ・廃棄物処理費 ・保険等への加入費用 ・その他 ( )	_____ 円

4 経費内訳

項 目	支出項目	算 出 基 礎	予算額 (円)
清掃美化 活動支援			
合 計			

(様式 18)

公 番 号  
令和 年 月 日

河川愛護活動支援企業代表者 様

山形県知事

**河川愛護活動支援企業負担金交付決定通知書**

令和 年 月 日付で交付申請のあった令和8年度山形県ふるさとの川愛護活動支援事業の「河川愛護活動支援企業負担金」については、下記のとおり交付することに決定したので、山形県ふるさとの川愛護活動支援事業実施要領第25条第1項の規定により通知します。

記

負担金の額 金 円

(様式 19)

河川愛護活動団体負担金交付申請取下書

令和 年 月 日

(市町村長経由)

山形県知事 殿

団 体 名 \_\_\_\_\_

代 表 者 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

令和 年 月 日付けで交付決定のあった令和8年度山形県ふるさとの川愛護活動支援事業の「河川愛護活動団体負担金」について、山形県ふるさとの川愛護活動支援事業実施要領第27条第1項の規定により、下記のとおり当該交付金に係る申請を取り下げます。

記

1 交付決定額 \_\_\_\_\_円

2 取下げ理由

(様式 20)

河川愛護活動支援企業負担金交付申請取下書

令和 年 月 日

山形県知事 殿

企業名 \_\_\_\_\_  
代表者 住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_  
電話番号 \_\_\_\_\_

令和 年 月 日付けで交付決定のあった令和8年度山形県ふるさとの川愛護活動支援事業の「河川愛護活動支援企業負担金」について、山形県ふるさとの川愛護活動支援事業実施要領第27条第1項の規定により、下記のとおり当該交付金に係る申請を取り下げます。

記

- 1 交付決定額 \_\_\_\_\_円
- 2 取下げ理由

(様式 21)

令和 年 月 日

(市町村長経由)

山形県知事 殿

団 体 名 \_\_\_\_\_  
 代 表 者 住 所 \_\_\_\_\_  
 氏 名 \_\_\_\_\_  
 電話番号 \_\_\_\_\_

## 河川愛護活動団体活動実績報告書

山形県ふるさとの川愛護活動支援事業について、下記のとおり活動を実施したので、山形県ふるさとの川愛護活動支援事業実施要領第29条の規定により、報告します。

## 記

## 1 活動実績

活動年月日 (作業年月日)	活動箇所 (作業箇所及び面積等)	延長 (m)	活動内容 (作業内容)	参加人数※

※ 山形県が発注する建設工事又は業務委託の一般競争入札において、総合評価落札方式における地域貢献度の評価点の加点を希望する場合には、活動状況写真を添付してください。

また、複数の企業から構成される団体の場合で、各々の構成企業が評価点の加点を希望する場合には、構成企業別に参加人数を記入してください。

[記載例]〇〇建設株：3人、株〇〇工業：2人

2 経費内訳（負担金の交付を受けていない場合は、記入不要です。）

項目	支出項目	算出基礎	精算額（円）
清掃美化活動			
	計		
啓発活動			
	計		
学習活動			
	計		
その他			
	計		
合 計			

3 事業完了の日 令和 年 月 日

4 活動を終えての感想

5 本事業の問題点・課題等

6 今後の事業に対する意見・要望

7 これからの活動についての抱負、他団体等・県民の方へのメッセージ

(様式 22)

令和 年 月 日

山形県知事 殿

企 業 名 \_\_\_\_\_

代 表 者 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

## 河川愛護活動支援企業活動実績報告書

山形県ふるさとの川愛護活動支援事業について、下記のとおり活動を実施したので、山形県ふるさとの川愛護活動支援事業実施要領第29条の規定により、報告します。

## 記

1 支援した河川愛護活動団体名

2 活動対象区間

3 活動実績

活動年月日 (作業年月日)	活動箇所 (作業箇所及び面積等)	延長 (m)	活動内容 (作業内容)	使用機械	参加人数※

※ 山形県が発注する建設工事又は業務委託の一般競争入札において、総合評価落札方式における地域貢献度の評価点の加点を希望する場合には、活動状況写真を添付してください。

また、複数の企業から構成される団体の場合で、各々の構成企業が評価点の加点を希望する場合には、構成企業別に参加人数を記入してください。

[記載例] ○○建設(株)：3人、(株)○○工業：2人

4 経費内訳（負担金の交付を受けていない場合は、記入不要です。）

項目	支出項目	算出基礎	精算額（円）
清掃美化 活動支援			
合 計			

5 事業完了の日 令和 年 月 日

6 活動を終えての感想

7 本事業の問題点・課題等

8 今後の事業に対する意見・要望

9 これからの活動についての抱負、他団体等・県民の方へのメッセージ

